

特定生産緑地の指定について

【意見聴取 1 関係】

1 特定生産緑地制度について

特定生産緑地制度とは、指定から 30 年経過する生産緑地について買取りの申出が可能となる期日を 10 年延長する制度です。

生産緑地法第 10 条の 2 第 3 項の特定生産緑地に指定をしようとするときは、都市計画審議会の意見を伺わなければならないという規定に基づき、指定の内容を確認いただくとともに、ご意見を伺うものです。

2 特定生産緑地に指定する地区数及び面積

| | |
|-----|------------|
| 地区数 | 315 地区 |
| 面積 | 約 60.96 ha |

3 特定生産緑地指定に向けた主な経緯

| | | |
|--------|-----------|------------------------------|
| 令和 3 年 | 7 月 | 所有者宛てに特定生産緑地の指定に係る関係書類を送付 |
| 令和 3 年 | 7 月～ 8 月 | 特定生産緑地制度個別相談会の開催 |
| 令和 3 年 | 8 月～ 10 月 | 特定生産緑地の指定に係る関係書類の受領、対象者へ個別対応 |
| 令和 4 年 | 3 月 | 都市計画審議会における意見聴取 |
| 令和 4 年 | 3 月 | 指定告示及び所有者等へ通知 |